

四
発行方
法
三
用振
等替
法
の
適

二
の法
条律
項及
び根
そ拠

一
發号
行稱
及
び
記

行省
平令
成三
件十
三等
三十
十
年
号
行示
債省
の發告
行示
第

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

律のに二つ定う額
 第公必億いにち面
 三債要四て基、金
 条のな千はづ財額
 第発財八、き政で
 一行源十額発法八
 項のの五面行第千
 の特確万金し四七
 規例保円額た条十
 定にを、で利第六
 に閑図財八付一億
 基する政百国項円
 づるた運八債の
 き法め當十に規

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

ハ

口 イ
払

国行争非者特国入価込
 債入価・別債札格金
 市札格第参市発競金
 場発競I加場行争額

ハ

口

行争非者特国行争非者特国
 入価・別債入価・別債
 札格第参市札格第参市
 発競II加場

千 千八
 四 九千
 百 百二
 七 四百
 十 四百三
 十九 三十
 五億 億十七
 七千 二億
 九百 二百七
 五百 八百
 五万 九十五
 万円 万円

でた条特
 千利第別
 四付一會
 百国項計
 四債のに
 十に規関
 七つ定す
 億いにる
 円て基法
 、づ律
 額き第
 面發四
 金行十
 額し七

でた条特方面行十億はづ律十額發
 千利第別円金し七六、き第五面行
 九付一會額た条千額發四万金し
 百国項計で利第三面行十円額た
 十債のに千付一百金し六、で利
 一に規関二国項三額た条特千付
 億つ定す百債の十で利第別九國
 円いにる六に規万三付一會百債
 て基法十つ定円千国項計六に
 、づ律四いに、九債のに十つ
 額き第億て基同百に規関億い
 面發四面發四五はづ法六つ定す九て
 金行十百、き第十いにる千は
 額し七十額發四八て基法七、

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一
發

九
八

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

振 額 最
替 低 行 争 非 者 特
額 入 價 · 別
单 面 札 格 第 参
位 金 発 競 II 加

額面金額の総額
る定り払募年
°す算込入○
る出金決・
期し額定五
日たにのパ
に金加通ト
払額え知セ
いを、をン
×込第次受ト
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、

100 | 0.5
365 | 90

額五額 平す額の振 五 万
面錢面 成るの記替 万 円
金以金 三。整載法 円
額百額 上額 十 数又の
百円 一百円 一年 倍は規
にそ円 そ円 三年 の記定
つれに 三月 金録に
きぞつ 月 領はよ
百れき 二十日 に、る
一円九 一の百一 比最振
九十九 応募円 よ低替
十九価 九価 も額口
錢格十 錄格十 の面座
と金簿

二十九十八七十六十五十四

払者入払元償償後第初
込札場利還還の二期期
期参所金金期利期利
日加支額限子以子

平成三十一年三月二十日
財務大臣通知を受けた者
本面成銀金五子
利てを年子
支六行額十をそ
年支の期二年
百年支の期二年
円十払日と十
に二う以し日
つ月。前、及
き二六各び
百十月支十
円日間払二
に期月
属に二
すお十
額面金額
 \times
 100
 0.5
 \times
 2
 1
規下は期た期平
定、が金と成
す次そ銀額し、十
る号の行
期及翌休支次
日び営業払の年
に第業日う算六
つ十日。式月
い六に当に二
て号支だよ十
同に払たしり日
じおう、算を
。いへと支出支
。て以き払し払